

古紙売払仕様書 (内訳書)

A

発注局課	横浜市立市民病院経営企画課	担当者名	濱名	045-331-1961	
契約期間	平成29年4月1日～平成30年3月31日	部分請求	する (12回以内)		
引取場所	横浜市立市民病院地下駐車場				
品名		数量 (概算)	単位	単価 @	金額
OA用紙		(2,500)	k g		
新聞類		(3,500)	k g		
雑誌類		(5,500)	k g		
ダンボール		(48,000)	k g		
ミックス系古紙		(13,000)	k g		
合 計					

横浜市立市民病院における古紙売払契約に関する仕様書

この仕様書は、横浜市立市民病院から排出される古紙の売払契約にあたり、横浜市医療局病院経営本部契約規程、資源物売払契約約款に定めるもののほか、必要な事項を定めるものである。

1 古紙の種類・概算数量

- (1) OA用紙：コピー用紙、コンピュータ用紙 等
約 2,500 k g /年
- (2) 新聞類：古新聞紙 等
約 3,500 k g /年
- (3) 雑誌類：雑誌、書籍 等
約 5,500 k g /年
- (4) ダンボール：古ダンボール 等
約 48,000 k g /年
- (5) ミックス系古紙：シュレッター紙、チラシ、包装紙、厚紙 等
約 13,000 k g /年

2 契約期間

平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで

3 古紙の引渡し場所

横浜市立市民病院（横浜市保土ヶ谷区岡沢町 56 番地）地下駐車場内（別図参照）

※高さ制限（2.3m）があるため、事前に現場を確認した上で、適切に対応すること

4 引渡し方法

- (1) 古紙は、上記 3 の場所に古紙の種類ごとに分別・集積されたものを引き渡す。
- (2) 引渡しは原則として開院日の業務時間内とし、頻度については別途協議する。
また、古紙の排出量が多い時期（年度始め、年末、連休明け等）には、別途古紙の引き取り日時を指定する場合がありますので、その際は速やかに対応すること。

5 計量及び報告

- (1) 回収した古紙については、計量法にもとづく検査を受けた計量器において計量することとし、古紙の種類ごとの重量及び総重量を明記した計量報告書を作成すること。
- (2) 上記計量報告書については、作成した同日中に写しを横浜市立市民病院経営企画課までファクシミリ送信（FAX 番号：045-332-5599）にて報告し、原本は 1 月分をまとめて回収した翌月の 10 日までに提出すること。
- (3) 計量及び報告書作成に要する費用は買受人の負担とする。

6 売り払い代金の納入方法

- (1) 上記5 (2) の報告書の原本による確認後、納入通知書により代金を請求するので、指定された期限までに、所定の金融機関等で納入すること。
- (2) 請求金額の算出方法については、各月ごとに前月分の引き取り数量に1 kgあたりの単価を乗じて得た金額とする。(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)

7 その他

- (1) この業務の処理状況について、報告・立会検査を求められたときは、これに応じること。
- (2) 本仕様書で定めた事項について疑義が生じたとき、または定めのない事項については、両方で協議して定めること。

資源物売払契約約款

(総則)

第1条 売払人及び買受人は資源物売払契約書に定めるもののほか、この約款に基づき、仕様書に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第2条 買受人は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ書面による売払人の承諾を得た場合はこの限りではない。

(契約代金額に含むもの)

第3条 売払物の引取りに要する運搬、器具その他一切の費用は、買受人の負担とする。

(引渡し)

第4条 売払人の指定する場所での引渡しとする。

(売払数量の確定)

第5条 売払数量は、買受人が計量法の規定に基づく特定計量器により計量を行い、仕様書の定めるところにより、この計量結果を売払人と買受人が確認したうえで確定する。

(引取り後の処理)

第6条 買受人は引き取った資源物を適正にリサイクルまたはリユースしなければならない。

(買受代金の納付)

第7条 買受人は、暦月を単位として、売払人の指定した概算数量に契約単価を乗じた額を、毎月、売払人の定める納入通知書により売払人の指定した日までに納入しなければならない。

2 前項の規定による買受人の買受代金の納付後、第5条の規定により暦月を単位として確定した数量と、前項の規定により売払人の指定した概算数量との間に差を生じた場合は、契約単価に当該確定した数量を乗じて得た金額に基づき、買受人は、売払人の定める納入通知書により売払人の指定した日までに差額を納付し、又は売払人は買受人に対して差額を還付するものとする。

(消費税等率変動に伴う契約代金額の変更)

第7条の2 消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正等によって消費税等率に変動が生じた場合は、特段の変更手続を行うことなく、相当額を加減したものを契約代金額とする。ただし、国が定める経過措置等が適用され、消費税等額に変動が生じない場合には、当該経過措置等の取扱いに従うものとする。

(物価の変動に基づく契約代金額の変更)

第8条 特別な要因により引渡期間内に売払対象資源物の日本国内におけるに著しい変動が生じ、契約代金額が不相当となったと認められるときは、売払人又は買受人は、契約代金額の変更を請求することができる。

2 予期することのできない特別の事情により、引渡期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、契約代金額が著しく不相当となったときは、売払人又は買受人は、前項の規定にかかわらず、契約代金額の変更を請求することができる。

3 前2項の規定による請求があった場合において、当該契約代金額の変更については、売払人と買受人協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、買受人は、契約代金額を変更し、売払人に通知するものとする。

4 前項の協議の開始の日については、売払人が買受人の意見を聴いて定め、買受人に通知する。ただし、売払人が第1項又は第2項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に当該協議の開始の日を通知しない場合には、買受人は、当該協議の開始日を定め、売払人に通知することができる。

(かし担保責任)

第9条 資源物の売払い後は、売払人は、当該資源物のかしについての責任を負わない。

(一般的損害)

第10条 契約の履行について生じた損害は、買受人の負担とする。ただし、当該損害のうち売払人の責めに帰すべき理由により生じたものについては、売払人がこれを負担しなければならない。

(損害賠償)

第11条 買受人の責めに帰すべき理由により、買受人が本契約に定める義務を履行しないため売払人に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(談合等不正行為に対する措置)

第12条 買受人は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、該当した時点における契約代金額の10分の2に相当する額を損害賠償金として売払人の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 買受人又は買受人を構成事業者とする私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第2項の事業者団体（以下「買受人等」という。）が、この契約について独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反したとして、買受人等に対する独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）又は独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。）。

(2) 前号に掲げるもののほか、確定した排除措置命令又は納付命令（独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたものを含む。次号において同じ。）により、買受人等が、この契約について独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされたとき。

(3) 確定した排除措置命令又は納付命令により、買受人等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該行為の対象となった取引分野が示された場合（この契約が示された場合を除く。）において、当該期間にこの契約の入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、この契約が当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) 買受人（法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約による業務が完了した後においても同様とする。

(契約解除)

第13条 売払人は、買受人が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 第7条第1項で規定する買受代金を納入しないとき。

(2) 正当な理由なく、契約の履行に着手すべき期日を過ぎても着手しないとき。

(3) その責めに帰すべき理由により履行期間内に契約の履行の全部を完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に契約の全部を完了する見込みが明らかにないと認められるとき。

(4) 経営状態が悪化し、又はその恐れがあると認められる相当の理由があるとき。

(5) 売払人が引渡し場所として指定する場所から許可を受けずに資源物を持ち出したとき。

(6) この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、買受人は、契約代金額（履行済部分があるときは相応する金額を控除した額）の10分の1に相当する額を違約金として売払人の指定する期間内に支払わなければならない。

3 売払人は、契約の履行が完了しない間は、第1項に規定する場合のほか、必要があると認めるときは、この契約を解除することができる。

4 売払人は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより買受人に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

5 買受人は、売払人がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となった場合、この契約を解除することができる。

この場合において、買受人に損害があるときは、その損害の賠償を売払人に請求することができる。

第13条の2 売払人は、神奈川県警察本部長からの通知又は回答により、買受人が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月 横浜市条例第51号。以下、本条において、「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下、「暴力団」という。）条例第2条第4号に規定する暴力団員等（以下、「暴力団員等」という。）、条例第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であるとき。

(2) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反している事実があるとき。

(3) 買受人が、この契約に関して、資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が第1号又は第2号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(4) 買受人が、この契約に関して、第1号又は第2号のいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（第3号に該当する場合を除く。）に、売払人が買受人に対して当該契約の解除を求め、買受人がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定により、売払人が契約を解除した場合においては、買受人は、契約代金額（履行済部分があるときは相応する金額を控除した額）の10分の1に相当する額を違約金として売払人の指定する期間内に支払わなければならない。

（業務の履行）

第14条 買受人は、本契約の履行にあたって、自らの責任において引取り及び報告を行わなければならない。

なお、契約の履行の一部を第三者に委託する場合は、あらかじめ売払人に対し書面により委託の内容を届け出て書面による承認を受けなければならない。

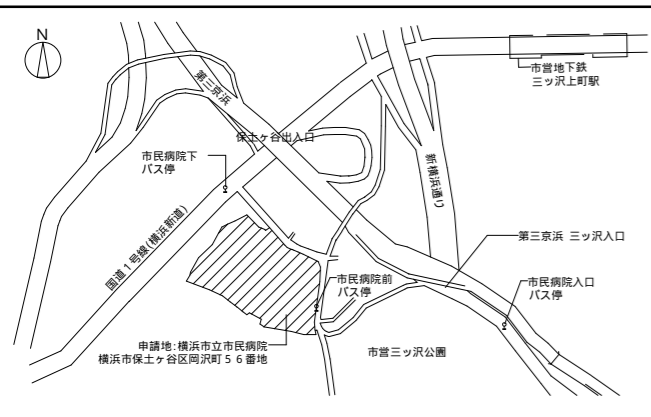
（暴力団等からの不当介入の排除）

第15条 買受人は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく委託者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

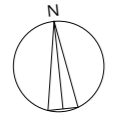
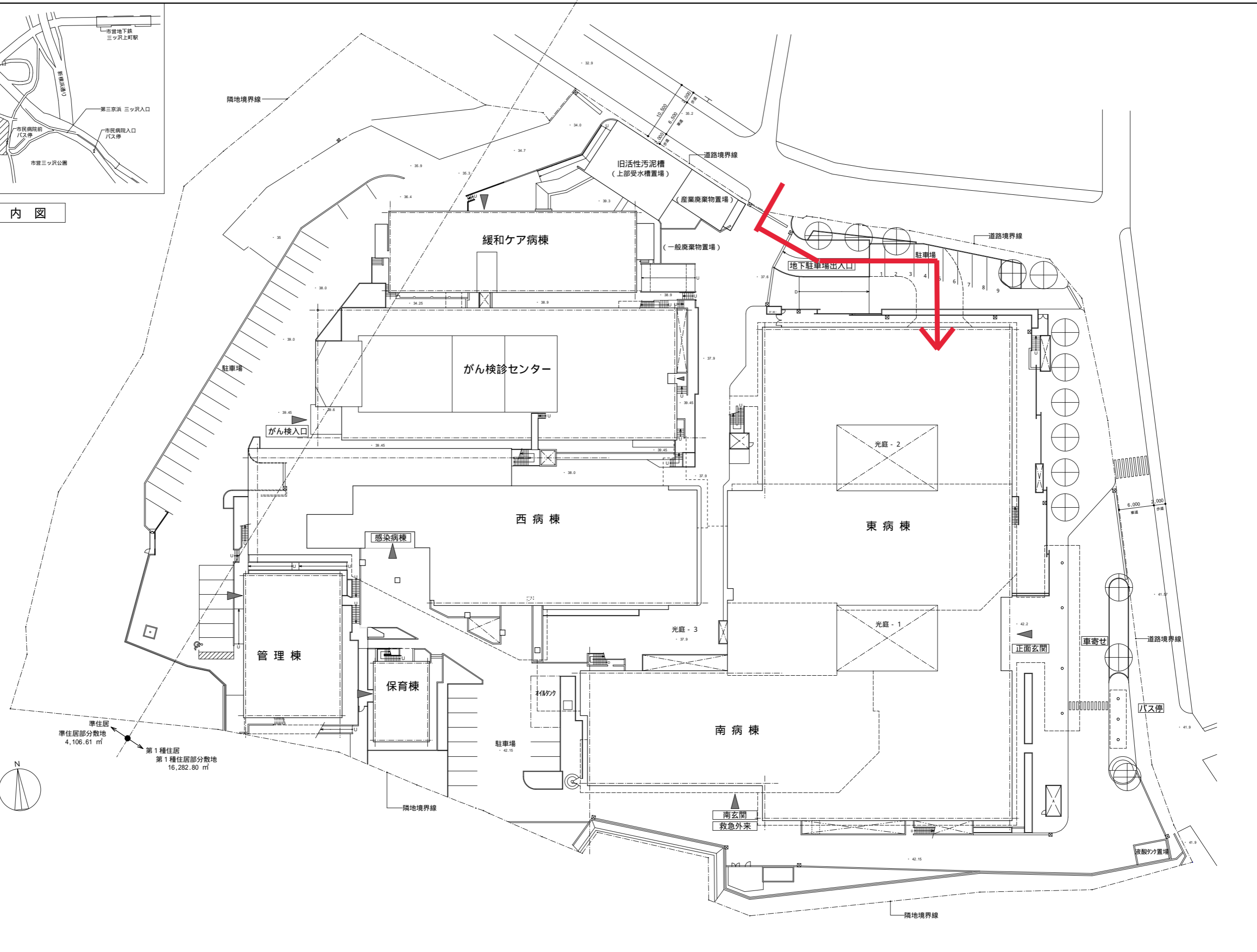
2 買受人は、履行に当たって暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けた場合には、その旨を直ちに売払人に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

（補則）

第16条 この約款に定めのない事項については、横浜市医療局病院経営本部契約規程の定めるところによるほか、必要に応じて、売払人と買受人とが協議して定める。



案内図



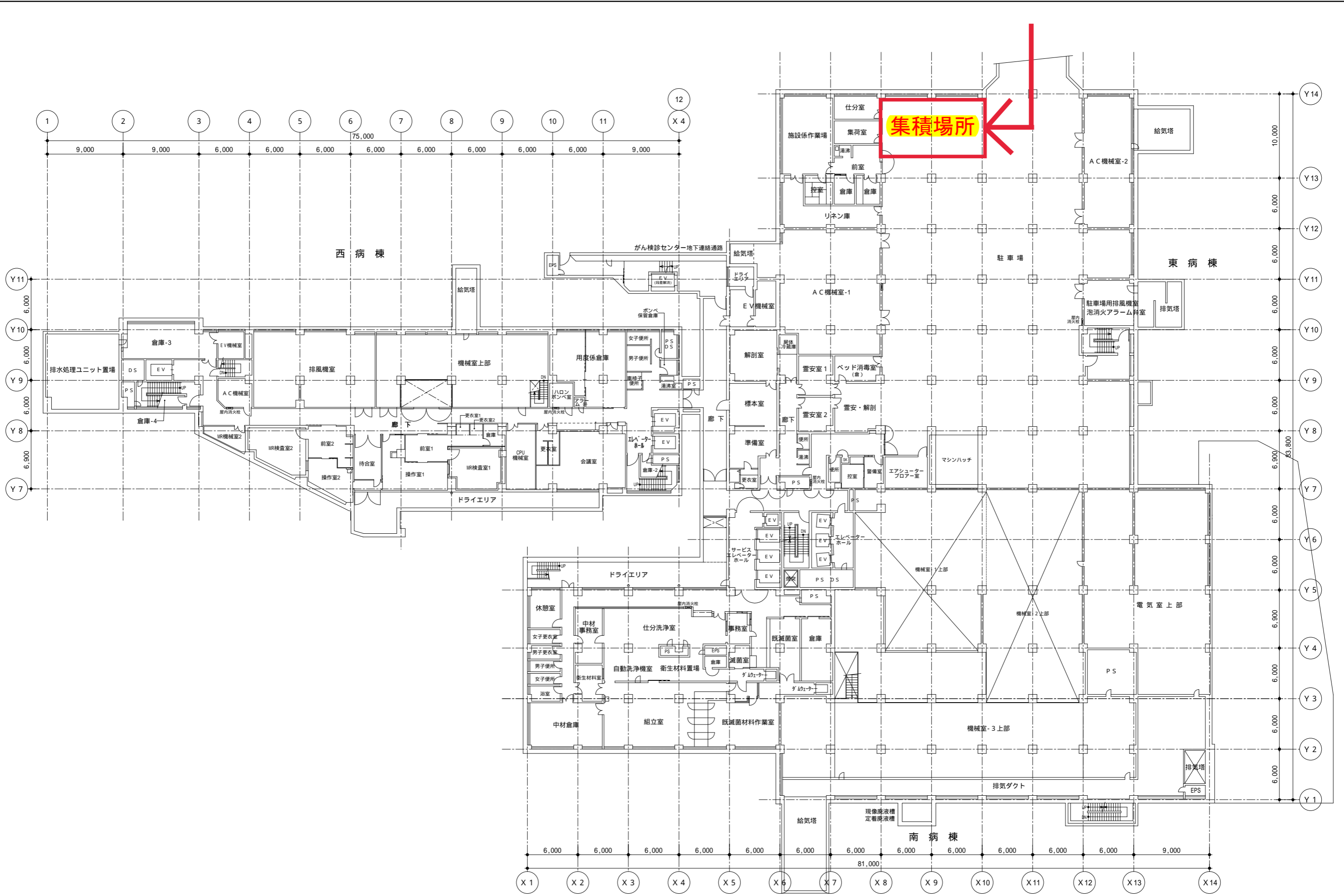
準住居
準住居部分敷地
4,106.61 m²

第1種住居
第1種住居部分敷地
16,282.80 m²

配置図

配置図

S 1:600



地下 2 階 平面図